令和４年度第１５回国立市人権・平和のまちづくり審議会

１．日　時　　令和４年（２０２２年）８月１８日（木）午後４時３０分～６時
２．場　所　　国立市役所　第１・２会議室
３．出席者　　委員９名
　　委員　　炭谷会長、古川副会長、大島委員、押田委員、神田委員、韓委員、藤沢委員、三井委員、渡邉委員
　　事務局　　４名（松葉人権・平和担当部長、吉田市長室長、鈴木係長、桑代主事）

【炭谷会長】　審議会を開催します。本日は、前回に引き続き人権救済・相談支援体制の構築について議論を行いたいと思います。途中、１０分程度換気のために休憩を取らせていただきます。まず、前回、各委員から出された意見やその他の資料について事務局から説明をお願いします。

【事務局】　前回ご欠席された委員もいらっしゃいますので、改めてではありますが少しかいつまんでご説明させていただきます。

まず、相談支援体制についてですが、前回の審議会において、市における人権相談の体制や、どういった窓口があるかといったこと等についてご説明させていただきました。それを踏まえ頂いたご意見です。まず体制構築ですが、今後どういった体制だとか、そこにどういった人を配置するかというところの部分で、仕組みの１つとして総合窓口というようなところがあってもいいが、そこで全てを解決できるわけではないため、柔軟に考える必要があるといったご意見を頂いております。また、どのような人権感覚や相談対応の実績を持つ方に窓口を担っていただくのかが基本的には重要ではないかというご意見も頂いております。

また、現状は各部署でそれぞれ相談に対応している中で、部署間や関係機関との横のつながりという部分が見え難く、見える化する必要があるというご意見も頂いています。

それから、実際に行政の窓口に相談に来る方については、ある意味対応が可能であるが、それよりもなかなかそういった行政窓口に来られない方、社会から孤立してしまっている方のほうが深刻な問題を抱えており、その方々にどう対応できるかといったことを考えることが必要ではないかとのご意見もいただいています。また、この観点、人と人との関係性の希薄さが増しているという問題に対して、やはりそういった人と人との交流により表面化してくる問題という部分があるため、行政が行う制度的な枠組みと同時に、人と人とのつながりの大切さですとか、まちづくりという部分を大事にする基本方針という形にできないかといったご意見も頂いています。

行政の弱点として縦割りという部分があるということに関して、どこに相談したらいいのだろうと迷われている市民に対しては、総合的な窓口というものはある意味有効ではないかといったご意見もいただいています。

また、ＳＮＳを活用した相談について、特に若者に対しては有効な手段であり、入り口の多様化という意味で様々なツールを活用することは重要だとのご指摘も頂いています。

続きまして、救済について頂いたご意見です。まず、このテーマは重要なテーマであり、様々な意見が出る部分だけれどもしっかりと議論していくことが重要だというご意見です。また、１つの例として川崎市の罰則規定について前回ご紹介させていただきましたが、国立

市が今後救済をどう考えるかということに関して、あまり躊躇しても何もできなくなってしまうというご指摘も頂いています。加えて、人権救済の救済機関として本来であれば裁判所が対応することですが、それには非常に時間を要するため、行政ができることは何か、どこまで行政で体制が組めるかという疑問があり、その意味でいうと公表というところまでが行政の介入できる部分ではないかと。また、教育や啓発、被害者への支援、考える場を設けるという点に重点を置いた施策が大事ではないかといったご意見を頂いています。さらに、相談者の中には医学的なアプローチが必要だと思われるケースも少なくなく、判断を誤らないためにも医学的な措置や医師との連携という視点での救済ということも考えていく必要があるというご意見を頂いています。また、差別は犯罪であるという基本的な認識を改めて市として明確に打ち出すことが重要であり、人権に関する教育、啓発は当然重要であるけれども、そこにとどまらない、具体的なもう一歩進んだような救済が必要ではないかというご意見も頂いています。また、明確な加害者がいる前提で救済というものを想定していくのか、あるいは明確にできないようないわゆる環境型のような救済も対象にしていくのか、その整理が必要とのご意見を頂いています。加えて、もし司法的な救済というのがなかなか難しいということになれば、相談体制が重要になるため、専属部署が対応するということに限らず、きちんと部署を整える、体勢を整える必要があるのではないかというご意見も頂いています。インターネット上での差別的書き込みについては、市として削除要請というような対応をきちんとしていけないかというご意見も頂いています。最後ですが、他の自治体でどういった救済があるのかというものを少し分類して、次回審議会で示していただきたいというご意見も頂いていたところです。

今申し上げました、どのような救済が他の自治体条例で定められているかというものを少し整理したのが資料２です。相談から罰則まで、いわゆる軽いものから最後、川崎市が設けているような罰則まで並べたものが縦列です。横列が、東京都、愛知県、国立市、大阪市、三重県、川崎市の条例で、記載があるもののところにチェックをして条例の概要だけ右側の欄に入れているといった表となっています。愛知県、三重県をここに載せているのは、直近で制定された条例ということで、三重県は５月末に、愛知県もこの４月に人権条例が施行されているというところで最近の条例を掲載しています。

例えば助言、あっせんの部分で、国立市の「あたりまえ条例」に関しては、助言またはあっせんを行うものとするという記載がございまして、同様に、三重県条例も助言ですとかあっせんを行うという記載があります。また、勧告についても、三重県や川崎市の条例で勧告することができるという内容になっていますが、一方で、命令については、川崎市は指針の中で「行政処分」だと記載されていますけれども、川崎市の条例のみが命ずることができるという内容となっています。

公表の部分ですが、掲載した６条例は全て「公表」の項目を設けています。その内容にはレベル感があり、「概要の公表」となっているところもありますけれども、「氏名または名称を公表する」という自治体ですとか、「秘密を除いて、必要な事項を一般に公表する」というもの、また川崎市では、氏名や住所、内容ということを列挙している自治体もございます。

罰則については、川崎市のみが罰則の規定を設けており、あくまで刑事告発をするというところにとどまり、その後は司法の判断に委ねるという作りになっています。

続いて、他の自治体の取組の参考事例です。愛知県では、この４月から人権に関する相談

窓口を設けるなど、機能を充実した「あいち人権センター」を開設しているそうでして、平日の夕方５時までのようですけれども、電話や面談で専門ダイヤルがあるというものです。

２枚目ですが、前回の審議会においてインターネット上の差別的書き込みの議論がございましたので参考資料としているものです。愛知県では、ネット上の差別的書き込みに関するモニタリングを実施されているということで、コロナ感染症、部落差別、外国人、しょうがいしゃに関連した差別的な書き込みについて基本的にはモニタリングされていると。これは、県が直接やっているわけではなくて、おそらく民間に委託をして、そこで何かあれば県に上がってきて対応するという取扱いをしているようです。昨年１年間に報告された有害な書き込みは、６５５件だったそうです。また、削除することが適当と県が判断したものについては、人権擁護機関等に削除要請を行うという取扱いをしているようでございます。

めくって４枚目です。こちらは愛知県の総合的な窓口の利用状況及びインターネットモニタリング事業の実施状況というものの資料を参考につけているものです。先ほども申し上げましたが、モニタリング事業の実施状況として昨年１年間では、トータルで６５５件の報告案件、そのうち削除要請した件数は１９件だったという状況のようです。

次も参考ですけれども、同じくネット上の差別的な書き込みに関するモニタリングの事例として、事務局側で少し聞き取りをしたことを列挙してございます。まず、三重県条例を先ほどご紹介させていただきましたが三重県のインターネット上のモニタリングについて調べていきますと、名張市にたどり着いたというところから少し調べさせていただいた事例です。名張市と隣の伊賀市、いわゆる伊賀地区で、人権事業に限らず様々な事業を実施する協議会というものを設けられているそうで、その１事業として、名張市・伊賀市共同でモニタリングを実施されているようです。それぞれ２名の職員が毎週定例日に集まってモニタリングを実施しているそうでして、明らかな差別的書き込み等あれば、そこで事業者に対して削除要請を行っており、昨年度は５００件程度依頼をかけて、うち、実際に削除されたのは２割程度だったようです。続いて台東区の事例ですが、職員が週に１時間程度、内部で作成したマニュアルに基づいてモニタリングを実施しているとのことです。直接削除要請するということはせずに、原則は法務局に対して調査要請を出すというところまでを実施しているそうです。ただ、明らかに差別である、あるいは緊急度が高いといったものが判断される場合においては、直接事業者に区から削除要請を出すという取扱いもしているようです。

雑多な説明となり大変恐縮でございますが、説明は以上です。

【炭谷会長】　まず、５時半を目途に議論したいと思います。まず、前回ご意見を留保されました三井委員はご意見ございますか。

【三井委員】　文章をまとめてきているわけではなく、考えたことを少し話していくような感じになると思いますが、よろしくお願いします。

例えば自分の経験から考えた場合に、４７年前に施設から地域に出てきましたが、私の姿を見ると、家を貸してくれない状態があったと、そんな状態のときに相談ができたら、役所を中心にその大家さんと話合いをして解決できるようなシステムがあったらいいなと思います。そのようなケースを解決していくとか、そういう方法も１つなのですが、あとは子どもを産むときも、医者も看護婦も初め近所の人へ脅迫的な手紙ももらいました。そのようなケースの場合はどう対応していくか。

あとは、例えばバリアフリー、旧国立駅舎の改札問題。あと、銭湯や温泉問題とか、いわ

ゆる入れない店といった問題にぶち当たっているときにどういう形で解決していくか。例えば温泉問題などに関しては、今、銭湯などで入れないことがあったら、健康福祉部長などを中心に一緒に素早く話合いをとってくれて、その対応が的確にやってくれている現状があります。でも、例えばその窓口を設置したときに、対応が遅れたりピントがずれていたら、また一から話したり説得したりとかする、そういう時間が出てきて相談しにくくなっては困るなと思います。例えば差別が理解できない人や、逆に説得されたりとか、そういうことも困るなと。差別を訴えてもピンとこなかったりと。それとやっぱり、誰が相談に対応するのか、市の人権条例や様々な差別の事例で現実を知らない人が対応してしまったら、解決どころではなくなってしまう。差別を感じられるような差別体験をしていたり、例えば知っていったりとかするような研修をちゃんと理解していくような人がやはり窓口にいなければ難しいのではないか。しょうがいしゃ、部落の問題、外国人の問題、そのほか様々な問題をずっとこの審議会の中で当事者に語っていただくことをやってきましたが、例えば昔あった差別でも、今現在起きている差別でも、それを相談した場合、どうやって対応していくかということを考えていくことも必要で、それをどう対応できるかということも含めて考えていかないと、新しい問題がきた場合にも解決が難しいのではないかということ。

それと、やはりトータルとして人権博物館をつくりたいということをずっと言っていますが、そういう問題で昔からある差別や今もある差別、差別が消えてない部分を市民たちが知っていく場が絶対的に必要だなと思うのと、やはり差別を受けてきた人が常に語れる場所にその博物館は設定していく必要性。それと同時に教育問題、国立市内の学校に対して、しっかりと差別の教育、人権の教育ということがどれぐらいできているのか。どんな差別に対して、どんな勉強をしているかということ、これは事務局のほうにもお願いしたのですが、ぎりぎりで言ってしまったのでまだないとは思いますけど、学校でどういう差別の問題、人権の問題をどのように語っているかということが分かれば教えてほしいということは事務局に伝えていまして、教育問題、国立市は教育大綱でフルインクルーシブを掲げていて、当たり前に学校に行けないしょうがいじの存在、そういうことがあった場合にも、どのような相談内容になって、どういうふうに解決していけるかということ。

それとやはり施設に入っていて、当事者の立場から言うと、施設があることがやはり最大の差別だと。権利条約の中にも「住まいを特定の場所に限定してはいけない」という内容の趣旨が文章に書かれていて、しかし、施設というのはまだあるし、そこに入らせられている、収容されているという表現をしていますけれども、収容されているしょうがいしゃの存在がある。施設があることこれは最大の差別で、この問題をどのように解決していくかとかそういうこと、大きなところでいうとそういう部分。さっき言っていたように様々な差別を受けた人の案を挙げていくことによって、例えばこの差別はこういう形で解決していける、こういうところは刑事問題にしなければいけないとか、いろいろそういう分類をある程度決めていった方がいいのかとか、そういう部分に関しても考えています。

また、罰則と差別をした人ということについてですが、どうやって自分のやったことを分からせていくかということ。単に罰則を与えれば分かるというものではなく、極悪人は死刑しかないという意識があるがでも死刑を与えても問題は消えない。死なすというよりはその人がやった差別でどれだけ悩み、気がつき、傷つき、苦しんだか、そのことを分かってもらわないと意味がない。罰金を払えば、刑を終えればやったことが消えるとは思わせたくな

い。私の考えは、極端ですが「やられたら、やり返す」気持ちで何事も考える。殺し合うということではなく、本人がやったことはこういうことだよということを伝えて分かってほしいということ。

やまゆり事件はご存じですよね。あれほどまでにあの人がどういう価値観を作らせて、どういう形であの事件に至ったのか、そういうことを徹底的に関わりを持つ人たちが解明していくことが大事。かたつむりが取り組んでいることで、１番最初に介護者にされる体験というのがありまして、本人が何も動けない状態でベッドで寝かされている状態で何もかも介護され、職員から同じようなことを言われたり、来る日も来る日も同じように言われて「おまえは生きていてもしようがないだろう」とつぶやかれたりだとか、「楽にしてやるからな」とか、毎日のように言われて、死が迫るような、こういう身をもって体験する。介助される体験をしていかないと理解できないと、やった罪によって、いろいろなやり方は異なるけれども、やはり自分のやったことが、どれほどひどいことなのか気づかないと意味がないと思います。このような例は、人の生き方を左右するものです。時間がかかっても、これはいい条例だと言われるものを作りたいと思う。差別された人が泣かないために作るものですから。ちょっと言葉足らずですが、ご理解ください。

【炭谷会長】　ご経験による大変有意義深いご意見をいただきました。やはり実体的な解決につながらないと意味がないというご指摘かと思います。

【藤沢委員】　総合的な窓口と言いますか、窓口という言い方はある意味おかしいのかもしれないですけど、相談を受け、課題があったら課題を受ける。そしてそれをいろんなところで自分たちが解決していくと。そんなことは簡単にできるわけではないので、いろいろなところの力を結集してですね、当事者も含めて。それで解決に向かって取り組んでいく。その取組の課題としては、私の言い方をすると、事件絡みといいますか加害者がいる前提で話合う。今、三井委員からあったように構造的な問題で課題がいっぱい出ている。そういう総合的な場みたいな。抽象的に言ってしまうと全然力がなくなってしまうので、どうやるかという話になると思うのです。相談窓口なのか、推進機構なのか、協議会みたいな場、協力みたいなね、学校の機関なのか、あるいは第三者機関というものなのか。そういうところはやはり何がしかきちっと立てて、これでやるぞという構えを作る。それから、行政が縦割りでやったのでは、それはやっぱりなかなか、それだけではできないとかあるので。だからといって、各部署を無視してできるわけではないので、そこのところをどうやって総合的な力をどう結集するか。そういう行政の内的な位置付けもきちんとやっていかないとちょっと弱いと言ったら失礼ですが。また、民間と協力の在り方だとか少し広げて考えて、その中で個別の相談をまたどうするかという問題になってくるのではないかなと思って、そういうふうに解釈すると相談窓口というか、何か大きな１つの柱というものが必要だなとやはり思います。

【押田委員】　前回、相談支援体制のことで出された意見、それから先ほども三井委員からも、差別をそもそも理解できない人が窓口にいたのでは、相談したくても本当に困ってしまうという形で具体例も含めてお話があったと思います。前回も、例えば資格が要るのか要らないのかという議論も含めてあったと思いますけど、一番大事なのは、１つは、何かあったときに最初にすっと受けられる総合的な相談窓口がまず必要だろうというときに、その市の職員が、例えば持ち回りでたまたまその場にいるのではなくて、きちんと差別の問題や人権の問題を今までの様々な経験も持っているし、対応もしてきた、そういう形で人権の問題、

差別の問題というのをきちっと理解している方がその窓口にいなかったらそれは機能しないだろうということで、そこはやはり窓口のことからいったら一番大事なことだと思います。

今、市では、福祉の問題ではワンストップで、１つの総合窓口ができていて、いわゆる縦割りでどこ行ったかたらい回しにされるみたいなこともないような対応を確立してきていると思うのですけれども、この人権の問題について縦割りの弊害というのをちゃんと克服して、この人権の問題について、きちっとそこに行って相談すれば、その先が見えてくるという、そういう窓口になるようなそういうものを作る必要があると思います。

【大島委員】　今日の話題は、人権救済・相談支援体制の構築ということなのですが、救済だけの体制を作ってもなかなかうまくいかないのではないのかなと思うのです。やはり幾つかの機能がそろっていないと駄目なのではないかと私は思うのですね。

例えば教育とか啓発とか、そういう部分は絶対必要になると思うのですね。これは別に学校ということではなくて、市民も含めて啓発できる、そういう体制がないと駄目だというのが１つあります。２つ目は、そうはいってもいくら啓発してもトラブルは起きると思うので、それを受け付ける窓口というのが、窓口じゃなくてもいいのですけど、受け付ける場所がないと駄目だろうなと思います。３つ目として、救済の体制というのが出てくると思いますけれども、そういうのがきちっと機能していないと単品でやったところで、果たして有機的なのかと思います。救済と一言で言っても、多様な救済があるので、例えば例に取ると、僕は保護司もやっているので、例えば刑務所から出てきた人の救済どうするかというときに、いくら駄目ですよと、悪いことしちゃ駄目ですよと言っても、あまり意味がない。結果としては、職業とかについて、お金を稼いで生きていかないといけない、それが救済になるのです。その体制というと、協力雇用主、要するにそういう人を優先的に採用してくれる協力雇用主というそういう制度がないと、結局みんな悪いことは悪いと分かっているのだけど生きていけないと、そういう問題が出てきてしまう。そういう意味で救済ということをやろうとすると、社会とのそういう体制ができないと救済体制にはならない。また、人権擁護委員もやっているのですけれども、今多くなってきているのが、インターネット上の差別的な落書きというのですか、そういうものがあるのですけれども、それというのが、結局、削除要請があっても削除しなければ意味がない。それで初めて救済になってくる。だから、救済救済といってもいろいろな機能を持っていないといけないことがあるので、それをどういうふうにやるかというのはなかなか難しいなと僕は思うのですよね。

だから、できる機関とうまく結びつけるような、自分のところでオールマイティに全部やろうとすると土台無理だと思うので、今ある機能を最大限に生かすためには、分野分野にある程度くっつけていくほうが正しいのかなという気がします。

【炭谷会長】　ありがとうございます。本当の救済というのは、単に罰則を与えたり、指導したりするというものではなくて、本当に加害者の方がどのように改善できるか、そういうものを支援していくともう大丈夫なのだろうと思いますね。

【三井委員】　先ほどの話の中でちょっと抜け落ちたというか、この相談体制とかいろいろなものを話していた中で、実際にどういう人間が相談窓口で対応するのかとか、例えば、これまでこの審議会でいろいろな当事者のお話を聞いてきましたが、それがテキストみたいな形で残されている状況ではまだないし、三井絹子が体験した、小学校での講演での体験。その小学校での講演の中で、小学生が「もっと早く教えてくれればよかった」というような発

言があったりしたのですね。先ほどのお話の中で、学校だけではなくて、どんな形でそれが可能なのかということで、これは本当にまだ自分勝手な発想ですが、近くに多摩障害者スポーツセンターというのがありますよね。スポーツをしないしょうがいしゃにとっては、全然使えない状況みたいになっているのですが。２０１１年までは東京都の福祉保健局というところが担当していたのですが、それ以後、東京都のスポーツ振興局、現在の生活文化スポーツ局っていうところの管理部門という形で指定管理者が管理する感じになっているようなのですけれども、せっかく国立市の真ん中にあるのに、活用状況はどうなのか。できれば東京都に移管していただいて、そこにいわゆる人権センターというものはできないのか。やはり情報をきちんといろいろな方たちに提供した上で、そこで何か発信していかないと駄目だと思うのです。炭谷会長が紹介してくださった三重県の人権センターに行って調べてくれたりなんかしているのですけど、あの場所であれば、例えば資料の展示や講演だとかそういうこともできる場がありますし、そういう形で展開するのはできることなのではないかなと思います。移管するのにどんな形でお金がかかるのか全然よく分かりませんが、過去には、都がやっていた昭島のスポーツセンターが昭島市のスポーツセンターに動いたりということもあったりするので、オリンピックもパラリンピックも私は、１９６４年のオリンピックも経験していますけれども、今度のもそれなりですけど、いつオリンピック・パラリンピックが来るのか分からない状況の中で、どんどんそういう意味では、価値が落ちてきているのではないかというところも含めて、その場にそういう機能を持たせたらどうかなと思っているところがあります。条例とともに博物館の件も進めていけるといいと思っています。常日頃、自分たちの周りの中にそういうものがあって、何か疑問があったらすぐにそこに行って、いろいろ調べたり、話を聞けたりということがあったら、すごくいいのではと思うので今のような提案をさせていただきました。

【古川委員】　いろいろな意見がもう出ているかと思うので、整理をしてもいいのか悪いのか分からないですけれども、最低限必要なところと、それにプラスアルファここもあるといいね、というところは少し分けてもいいのかなと。全部を全部、同列に議論しようと思ってもなかなか整理しづらいのかなと思いますので、相談体制がなければいけないというのは最低限の機能かと思いますので、相談体制として、既に話が出ましたが、誰が相談対応するのかというところで、私どもが、例えば差別を受けたとか、人権侵害を受けたということで相談にいらっしゃる方に、こういうふうに整理をしていくのですよと、こういうこともできますよというメニューをお示しするのか、対応すべき機関をご紹介できると言うだけでも大分すっきりされてですね。すっきりというのは前向きという感じで、何か嫌な思いをしているというだけではなくて、それについてはこういう解決方法があるのだとか、自分は悪くないのだとか、そういう整理ができるところだけでも、気持ちがやられっぱなしじゃないという気持ちになれるというのを何度か経験していますので、それができるのはどういう方が対応すればできるのだろうなということはあるかと思いますし、相談だけでは満足できずに、実際に救済を求める場合にどこがその救済の機関として適切なのかというのは、大島委員がおっしゃったように、全部が市役所ではないと思います。犯罪であれば、警察ということになるかと思いますし、そこら辺の仕分けをしたりですとか、ネットワークを作っていくこと。警察行ってくださいと本当に警察に行っても、またゼロからになってしまうので、そこを市役所が仲介する形で救済できる機関にきちんとつなげられる機能が必要なのではないかと。

最後、その救済のところがやはり難しくて、いろいろな救済があるのだということなのですけれども、明確に良い悪いが分かれるようなものであれば、本当に犯罪であれば警察だとか、そういう意味での損害賠償請求できるような人権侵害があるのであれば裁判所でもいいかもしれないのですけど、本当にこれが差別なのかなというのが分かりにくいようなケースが出てくると思うのです。そのようなときに、できれば一緒になって考える場というのですかね、これはいいことなのか、悪いことなのか結論は出ないのかもしれないけれども、これまでいろいろな方のお話を伺ってきて分かったのは、１つは、差別につながるような行為というのは相手を知らないことから来ていることがほとんどだったかと思いますし、ここで私も知らないことをいろいろ知ることができましたので、そういう形で考える場、お互いに考える場を提供できることで少し救いになるのか、ならないのか分からないですけれども、整理ができる。もしかすると、解決の糸口が見えるかもしれないというのが、場はほかにはあまりないので、そういったところは市役所に向いているのかもしれないと考えて。

また、私はあまり白黒つけるのは、裁判でやればいいのであって、白黒つかない、虐待の問題１つとっても、虐待者のほうも社会的に恵まれない状況にあったりですとか、課題を抱えることによって虐待行為をしてしまうことがやはりあるので、虐待者も「あなた、悪いことしたでしょう」ということで、処罰する、ペナルティを与えるだけでなく、その人すらも本当は救えるというか、排除しない観点があるとなおいいかなと。それが一番難しいところですけど、そこまでできるかどうかというのは、いろいろな最低限のところから積み上げた上での話かなと考えています。

【渡邉委員】　資料の中で、あいち人権センターの事例があって、そこで「人権に関する総合的な相談窓口を新たに設置し、人権相談員が一般的な情報の提供や助言、案内などを行う」と書いてあるのですけれども、この人権相談員というのは、どういう人がなっているのか。公務員なのか、それともそうではない人がなっているのか。

【事務局】　あいち人権センターの相談員については聞き取りができていないため、どういった資格を持った者なのかというのは明確にはわかりませんが、恐らく市の正職員ではないと思います。参考までに申し上げますと、川崎市も同じように、総合窓口というものを設けていらっしゃいまして、前回の会で川崎市の事例をご紹介させていただいたのですけど、川崎市においては、そこの窓口に常駐する者が２人、臨床心理士とか精神保健福祉士といった資格を持つ者を別枠で採用して、そこで対応されているということです。

【炭谷会長】　補足しますと、あいち人権センターですが、これはこの４月から始めたのですけど、実際は４名とも非常勤嘱託という一種の公務員で、県の組織という位置づけになっております。そして、公務員のＯＢですね。これまで県庁の中で長年、人権問題に携わってきたとか、関係のある部署にいた人がやっているわけです。ただ、川崎市の場合は、前回も説明があったとおり何か資格を持っている人がなっていると聞きましたけれども、愛知県の場合は、ごく一般の事務職員の方のＯＢがやっていらっしゃいます。そういう位置付けでスタートして、あと、もちろん法律関係の中で月に１回弁護士さんが聞いているという役割分担ですね。実際に運用を４月から始めているのですけれども、その関係ではそんなにたくさん来るわけではないということを聞いています。いずれにしても、私、来週の水曜にまた愛知県に行きますので、また聞いてきます。

【渡邉委員】　県だからできること、国立市でできないことが多分あると思うので、その辺

はどうなのでしょうか。
【炭谷会長】　愛知県の場合、例の表現の不自由展の関係で、何かやらなくてはいけないということで、大村知事が力を入れてやっていたと思います。ただ、そんなにお金がかかるわけでもないのではないかなと。非常勤嘱託ですので。そのように思いました。
【渡邉委員】　あと、市の条例を作るときの初めは「人権と平和」と言っていたのですけれども、「平和」はどうなっているのか気になったのですが、それはいかがでしょうか。
【事務局】　今、これまで議論いただきました骨子案の中では、この「平和」の部分は、１つ別枠で議論ということで予定しております。別日の中で「平和」の取組というのをどういう方向性に持っていくのか、ただし、国立市は「人権・平和」を全ての施策の根幹と両輪の形で置いておりますので、大きく全く違うものだということではないのですが、一度また、秋口にですけれども、「平和」施策についてはまた皆様とご議論したいと思っております。
【韓委員】　インターネットって領域性がないものだとおもうのですが、○○県とか、例えば国立市とか、自治体というのは領域性がありますよね。モニタリングは単純にどうやっているのかなと思いまして。被害を申し立てるときは、属人的なものというか、国立市民が例えばインターネットでひどいことを言われたのを相談に行くということが起きると思うのですよね。モニタリングする場合というのは、何をどうモニタリングしているのかなというのが素朴な疑問としてあります。例えばＳＮＳとかは世界中の人が見るものですし、地方自治体がモニタリングをやる場合というのは、何をやっているのかなというのが素朴な疑問なので、もし分かれば教えてください。
【事務局】　あくまでヒアリングできた１事例ですが、例えば、内部でマニュアルのようなものを定めており、明らかに区内の特定の地域を指して、例えばそこが部落地域だとか、この人はここの出身だとか、明らかに市民の方もしくは市内の特定ができる場合には、削除要請を出したりというようなマニュアルを作っていると聞いたものはあります。
【韓委員】　その場合、具体にどうやるのでしょうか。それがどこにあるかというのは、すみませんテクニカルな話になってしまうのかもしれないのですけど、逆に言うと地域名とかで検索するということなのでしょうか。
【事務局】　例えばインターネットで検索する場合、地域名と差別用語を掛け合わせて検索して、出てきたサイト、例えばＹｏｕＴｕｂｅですとか、Ｔｗｉｔｔｅｒ、ＹＡＨＯＯ！ニュースだとか。そういった幾つかを掛け合わせて検索して、明らかにこれは、というものがあれば出すという運用をされているようです。
【韓委員】　だとすると、私が知っている事例もそうなのですけど、主に被差別部落の特に地域を特定して、実際差別があって裁判をしていたりするのですけれども、そこへの対応が主になりますよね。そういう理解でよろしいでしょうか。
【事務局】　そうですね。また、恐らくプロバイダー事業者が開示しない限り分からないので、事業者に対して削除要請を出すところまでが、自治体にできることかと思います。
【韓委員】　前回参加してないので、まだ内容についていけてないところはあるのですが、やはり自治体で何ができるかというところで、ある種の支援は大事だと思っていて、公的な機関だからこそできることとして、直接救済することもあると思うのですけど、例えば今の削除要請、プロバイダーみたいなのは、個人でやるのはとても大変で、そこに公的な機関が助けてくれると可能性は高まる部分だとか、前回の意見の中にもありましたし、今日もどな

たかの発言の中にもあったと思うのですけど、刑事事件になるようなものだったら裁判というのは正しいのですが、やはり裁判も個人がやるのは大変なことで、それを例えば行政が助けてくれる、金銭的なところも含めてですね。なかなか相手が対プロバイダーみたいな大きなものだったり、例えばＴｗｉｔｔｅｒ社みたいな大きいところだったり、裁判も普通の人が、名誉毀損とかだと法律はあるといえばあるのですけれども、やはりそれを実際やるとなると大変なことで、確かどこかの自治体で裁判支援をやっていたと思うのですよね。ちょっと聞いたことがあるだけで、すみません。ちゃんと準備をしてきてないのですけど。そういったことを頼りになる市というか、そういうことが具体的にできることかなと思いました。

今言ったことは具体的な話で、もうちょっと抽象的なところでいうと、やっぱり信頼してもらえないと相談もされないわけです。自分というか、いわゆる外国人全員というわけでもないですけれども、行政とか警察とかを信用してないのですよね。その管理される側だったり、例えば入管も国じゃないですか。入管行政とか基本的には物すごく管理して排除しようというスタンスでずっとやられてきているし、それは歴史的にもずっとそういう歴史があるので、特に外国籍の方が行政に相談するのはすごくハードルが高くて、どうせ頼りにならない、あと参政権もなかったりするわけで、その公的なものへの信頼がそもそもすごく欠けていて、どうしたら相談しても大丈夫なところというイメージを持ってもらえるか。それは、外国籍住民に限らず、差別されることが多い属性の人たちは、特にそうだと思うのですね。実際に制度的にも差別はあるし、どうせそんなところに言ったところで、味方になってもらえないとか思いがちだし、歴史的にそういう歴史もあるし。なので、支える、支援するというのは具体的にも大事なことであると同時に、そういうイメージという意味でも多分大事で。個人的なことでいうと、自治体の長みたいな人は大事で、顔が見える人、この人なら大丈夫という。条例とかももちろん大事なのですけど、市長に全部負わせるのは違うかもしれませんが、この市長なら大丈夫というような。でもそうなると、そこはちょっと選挙の問題にもなってきますが、何か相談なり、特に相談に来てもらえるようにするためにいろいろな方法があると思うのですけど、何かそこで相談しても大丈夫、安心だというイメージ。それはハラスメント窓口、常に共通する問題で、安心して話せるところに、市というものがどうしたらなれるのかなというのは、ちょっと抽象的な話になってしまいますが、大事な課題かなと思ったりしました。

【炭谷会長】　大変重要なポイントだと思います。信頼関係は重要だと思います。では、１時間経過しましたので、１０分間休憩を取らせていただきます。

（休憩）

【炭谷会長】　先ほど、韓委員からインターネットに関するご質問がいろいろと出て、必ずしも満足するお答えができなかったかと思いますけれども、この分野のご専門でございますから、神田委員からご説明を頂ければありがたいと思います。

【神田委員】　まず、モニタリングですけれども、モニタリングをやっている事業者がいるので、そういうのを使うことが多くなっています。一方で、和歌山県庁の人に聞いたところによると、県の職員が検索しているという話を聞きました。その方法としては、地名を入れて検索するというのが１つなのですけど、あとは、そのネット上の掲示板によっては、自治体ごとにスレッドが立っているような掲示板もありますので、そういうところを重点的に見ていくと。そうすれば県に関するその話題をまとめて読むことができるというようなことを

やっているようです。和歌山県の話ばかりになりますけれども、どうやっているかというと、「これは違法ではないか」というものを見つけた場合には、県の職員が削除請求をしているという話を聞きました。実際にそのサイト管理者ですね、サイト管理者に対して削除請求を送ったり、例えば掲示板管理者が東京に本社があるので、和歌山から東京まで出てきて交渉したりとか、そういうことをやっているというのを聞きました。

では、Ｔｗｉｔｔｅｒはどうなのだろうと。Ｔｗｉｔｔｅｒは日本法人がありますけれども、日本法人に内容証明郵便などを送って「削除してくれ」と例えば言ったとしても、削除してくれないですね。これは実際にやったことがあります。どうすればいいかというと、削除仮処分という方法で消す方法もありますけれども、そうすると、裁判手続を使わなければいけないのでなかなかハードルが高くなってしまうと。もう少し簡単に何かやる方法はないかということになりますけれども、多くの人は違反報告というのをやっている。あとは、ほかのサイト、掲示板サイトなどでも削除依頼というようなリンクがあったり、フォームがあったり、削除依頼用メールアドレスというものが用意されていたり、いろいろサイトによって削除依頼の方法が用意されています。どんなことを言うと削除してくれるかというと、「利用規約違反」を言うと、割といろいろなところが削除に応じてくれやすい。「名誉毀損です」と言ってしまうと、「どうなのか分からないので消せません」と言われることも多いのですけれども、「あなたのところのサイトが決めている利用規約に違反しています」と書くと、消してくれるところが割とある。Ｔｗｉｔｔｅｒなどもそれに当たります。

私が対応したことがあるのは、日本ではどうなのかと思いますけれども、「Ｂｌａｃｋ」という言葉が出てきて、「人種差別のように思われる」ということを書いたところ、すんなり削除してくれたということがありました。あとは、Ｇｏｏｇｌｅに対して、「韓国人の民族差別のような言葉があるから削除してくれ」と言ったところ、全く争わずに消してくれたということがありました。

【炭谷会長】　ありがとうございます。インターネットの削除要請については、自治体によっては自分のところでやらないで、発見したら法務局に連絡をしてやってもらうというケースも大変多いですよね。

先ほど前半のほうのご意見で、三井委員もそうですし藤沢委員の意見もそうなのですけれども、実際に物事が解決するようなものでなければ意味がないということだろうと思うのですね。単に公表したからとか、罰則をかけたからとか、勧告をしたからだけで解決するものではなくて、実際に被害者の方々がこれで被害が本当の意味で回復される、また、それが一般市民にとってもよい方向にもって行くと、そういう方向が望ましいのではないかなということで、いろいろな方のご意見出たと思います。そういうやり方について、国立市でこういうやり方を独自に検討して、作っていくことも大変意味があるのかなと感じた次第です。

その意味で例えば人権博物館なんてところでは、総合的なことができるわけですから役に立つのではないかと思います。それから、これは外国の場合、先進国の場合は大体人権審議会なり、人権委員会というところで総合的にやっている。大体勧告なり、措置を出すのは、人権委員会。一種の独立的な機関で、日本では、公正取引委員会のようなイメージなのですけれども、そういうところで受けて、オーストラリアとかヨーロッパ、大体そういう人権調委員会や審議会を持っていると。これ、持たなくてはいけないというのは、国連からの勧告で決まっているのだけれども、日本の場合は、一度これを国として出そうと思って法案を提

出したのですけど、成立しなかったという経緯がございます。だから、それと似たような、結局、人権委員会なり人権審議会なりの機能というのは総合的に本当の意味で解決していこうという表れではないかなと理解しております。私の個人的な意見で大変申し訳なかったです。

【押田委員】　救済に関して、例えば人権侵害を受けた人がまず訴える場所として、それを受ける場がそういう窓口にまずなると思うのですけど、例えばその後にヘイトスピーチなんかがあったときに、これはもうヘイトスピーチだと市として判断する場というのが、例えば今炭谷会長のおっしゃったような、人権審議会とか人権調査会とか、そういった一定の機関がちゃんとあって、そこが直ちに「それはもうヘイトスピーチなんだ」ということをきちんと判断して、それから、その先にこれから議論するような救済の方法として勧告するとか何とかという形に進んでいくと思うのですが、まず、そういう人権審議会とか調査会的なものもやはり作っていかないと、それを誰が判断するのかというところを明確にしておく必要が絶対あると思います。それも仕組みとしてちゃんと確認をしておく必要があるだろうと。

【炭谷会長】　結局、例えばこれが一番大きいヘイトスピーチに該当するかどうかという判断、自治体のやっているやり方を見ると、大体共通している。これは審議会を置いてそこで判断してもらおうと。大体３部類に分けまして、第１分類は、これは明らかにどこから見てもヘイトスピーチだというもの。これは審議会に報告程度で。第３番目は、これはどう考えてもヘイトスピーチには該当しないだろうというようなもの。問題は真ん中のグレーな部分ですね。ほとんどのものは、そのグレーな部分に該当して、それを大体自治体のガイドラインを見ると、ほとんどが、それをいろいろな情報に照らし合わせて、総合的に判断するとか、そういう抽象的な文言になっております。それを判断するのが審議会なりの役割という構成になっているのは、大体共通しているのではないかなと。大阪市なり、それから愛知県とか川崎市もそうですね。

【押田委員】　その場合、審議会という名前から言えば、今はまさにここがまちづくり審議会のわけです。この審議会がそういう意味での人権審議会なり人権委員会という役割を私たちこの場が担うのか、そうではなくて、もう少し何か専門的な形で別に作るのかというのも、これもちゃんと議論しておかないとこの先進まないのかなとも思うのです。

【炭谷会長】　今の問題提起というのは、結局、我々のこの審議会というのは、条例で与えられた一応職務の範囲がありますので、そこまでできるかどうか。参考意見としては申し述べることはできると思うのですが、むしろ市政の根幹的な問題でしょうから。参考的な意見は当然、言っていかなければいけないなと思います。それで、条例のほうの規定ですね、これがどういうふうになっているか、確認はしておきたいと思っております。

【藤沢委員】　今、炭谷会長が言われた調査会とか審議会とかというのは、いわゆるヘイトスピーチ、ヘイトクライムに関わることなのでしょうか。それとも、いわゆる相談を持ち込むような全般的なこと。全般をそこでやっていくみたいなこともあるのでしょうか。自治体によって違うかとは思いますが。

【炭谷会長】　大体そういうところで扱うのは、絶対受けているのはヘイトスピーチ、これはほとんど入っていますね。あとそれに加えて、部落差別が入る。最近はＬＧＢＴＱが入るケースが多いです。ある程度限定されているというものが多いです。大体この３つが実際出てくるものは、こういう３つが。愛知県の場合は部落差別が圧倒的に多いのですけれども、

地域によってヘイトスピーチが多い状況になっていますね。
【大島委員】　今の話はいじめの認定に似ていますよね。要するに、何がいじめなのかというのは、教育委員会とか学校はなかなかオフィシャルにできないというか、避ける傾向にどうしても出てしまう。そういうときに第三者機関が「これはいじめである」という認定をして、そして、救済措置をどのようにとるかというところまでやるのが、今、大体どこもそうなっていますよね。１つのヒントになるかなと。やはり独立していないと、特にどこかの利害関係から独立しないとなかなかできにくい部分が結構出てくる場面があると思うので、やはり独立性は結構大事かもしれないなと思います。
【炭谷会長】　そのとおりだと思います。大阪市の条例が違憲問題ということで争われて、今年の２月に最高裁の合憲の判例が出た。大阪市の条例は問題ないとした理由の１つは、今おっしゃった、第三者がちゃんとこれを客観的に慎重に判断しているからということを１つの理由に挙げております。
【三井委員】　１つのテーマを決めて委員の皆さんと討論していったほうがいいのではないでしょうか。ヘイトスピーチにしても、皆さん異なる考えがあると思うから、それを出し合っていけたらいいと思います。以上です。
【炭谷会長】　確かに三井委員がおっしゃったとおり、具体的に何か１つの事例で、この場合はどういうふうにうまく、被害者の回復といいますかね、そういうものを図っていったらいいかというもの、私は今日思いついたので、これは「国立方式」みたいな形で、国立市としてこういうやり方をするのだというものを、今日のご意見を踏まえて構成していただいて、今、三井さんからご提案があった、何か１つのものをヘイトスピーチでもいいし、部落差別でも結構ですし、ＬＧＢＴＱでもいいと思うのですけれども、こういう差別のことをどういうふうに回復を図っていくのが一番いいのか、こういうものを一度シミュレーションして、皆さんにこれだったらうまく機能するなとか、これは駄目だなということで具体的に検討していったら効果的ではないかなと思う部分もありますが、いかがでしょうか。
【古川委員】　三井委員が今おっしゃった、具体的にしないと議論できないのではないかというのは、そのとおりかと思うのです。しかし、この審議会の目的は、今基本条例はあって、基本条例に対応する基本方針を策定するための意見を出すと。基本方針というのは、いろいろな差別がある中で全てを、一応包括的に包めるものである必要があると思うのです。その基本方針を早めにまとめないと、だから、審議会も何もまだないわけです、検討する機関が。ですから、そこの道筋をここでつけて、基本方針の下、例えば人権審議会のものが国立市にできて、かつ相談窓口もできて、そこからいろいろな人権侵害が上ってきました。ヘイトも上がってきます。それに対応していく中で、ヘイトについては別の条例で規定しなければ駄目だということになれば、その具体的な救済方法について決めていく。多分、それぞれの人権侵害に共通する救済方法というのは、必ずしもないのではないかと思うので、とにかくそこを集めるのと、それにこう対応するのだという仕組みを作って、そこである程度積み上がるものがあれば、そこに対して個別に条例を作ってこういう救済はどうですか、ということでやっていかないと、多分１つ１つ議論していっても、多分また新たな人権侵害が出てくると思いますし、本当に進まなくなってしまう部分もあるかと思いますこの限られた期間では。まず大枠を作って「国立方式」こういう考え方、こういう考え方をするのだよ、どういう人が配置されるのだよというところを固めて、その先に個別の救済という議論に入っ

たほうが順番としてはいいのかな。もう個別の人権侵害、こういうことがあって、こういうことで困っていますというのは聞いたのですけれども、そこから抽出されてくる共通の部分というのを早めにまとめていくほうがいいのかなと私は考えます。

【炭谷会長】　そんなに細かいことを決めることは避けたほうがいいと思いますけれども、今議論している救済ということについての中身ですね、どういうものがあるのか。そういう項目を出して整理していくと。それが全てのものに対応できるとは限らないけれども、一応あらゆる問題については、大きい項目であればカバーできるのではないかなと思います。一度やってみて、それで多分、大項目的にやれば、おおむね人権問題には対応できるのではないかなと思いますので、一度、今日出た意見も整理していただいて、次回、またもう一度だけ、これやってみたら、よろしいと思っております。

古川委員のご意見はそのとおりだと思いますので、個別の対応までやることは避けなくてはいけないと思いますが、大きい項目は形成して、やはり報告書の中に、基本方針ですかね、そこには入れないといけないと思います。そういう構成でいかがでしょうかね。一度はやはり紙に書いてやっていかないとイメージが湧かず議論も抽象化しますので。出たご意見を踏まえて、一度整理してみますので、次回、前半で議論していただければと思います。

では、時間も限られているのでここで一度切りまして、押田委員が１つ資料を用意されていらっしゃるので、５分程度でお願いできませんでしょうか。

【押田委員】　今、配布しているのが、一般社団法人部落解放人権研究所というところが出しているものでして、差別禁止法研究会というのがその中に作られていて、包括的に差別を禁止する法律を作るべきだという立場から、それなりの試案が今作られつつあるということで、その特徴という部分だけちょっとピックアップしてお配りさせていただきました。

この冊子そのものは１１０円で頒布されるそんなに高いものではない、こういう比較的薄い冊子なのですけれども、その中の５、６ページ分を今、出しました。

部落差別解消推進法とか、それから、ヘイトスピーチの解消の法律だとか、それから、しょうがいしゃに対する差別の禁止法というような形で個別の救済の法律というのがこの間できてきてはいるけれども、国としては包括的に差別を禁止する法律は日本には全然ないと。これは諸外国からも、それから国連からも、ずっと言われ続けていることで、率直に言って日本の場合、かなり様々な差別が本当にきちっとした対応がしきれないままに飛び交っているというのが実態だと言うことで、やはり法律として差別はいけないのだと、それを禁止するのだという法律が必要なのだと、そういう立場から作られた、今それを研究しているところでの試案になっています。

この中で「自治体条例による上乗せ、横出し」という項目がありますが、ここでは、今私たちがまさに具体化を目指してやっている基本条例のことが取り上げられていて、国立市の今の条例というのを大変評価して、包括的な差別禁止法を作った上で、なおかつそれぞれの自治体でまた、さらに差別禁止法を具体的にどう進めるのかというところでは、自治体ごとにさらに上乗せのような条例が必要なのだということで、その例として国立市を挙げてもらっています。大変私たちにとっては光栄なことなのかなと思います。

いずれにしても、国際的な人権という立場からいえば、日本全体としては大変立ち後れているという状況は、率直に言って事実なので、その中で全体として、差別禁止法という形で包括的に禁止する法律をぜひ国でも作るべきだというときの国立市の条例というのは、１つ

の推進役になっているのかなと思います。その意味でご参考までに、最近これを手に入れましたので、皆さんにもぜひ見ていただければということでお配りをさせていただきました。

【炭谷会長】　ありがとうございました。今回この審議会としては、１つ基本方針に対する意見をまとめるということが使命になっておりまして、その中の１つの項目の中に人権救済に関する考え方というものも入れなければいけないということになっております。したがって、今日出た意見を踏まえて、審議会報告案ですかね、それに近いような形でまとめていただいて、それを次回にまず報告をしていただければと思います。

【韓委員】　今、包括的差別禁止法の話が出ましたが、私もやはり国の包括的な差別禁止法は必要だと思っていて、同時に人権機関もですね。国連にも言われているのにどっちもないというのはやはり問題で、だからこそ自治体に負荷がかかっている状況も正直あって。ここでやっている議論も、国に法律があれば、それに基づいてある程度できるだろうし、かつ、そこでフォローできない部分を自治体では何をやるかという役割分担でできるはずなのに、やはり国にないので、自治体が大変なことになっているというのがすごくあると思っています。なので、先ほど古川委員に整理していただいて、改めてここが何をする場所だというのが分かったのですが、その基本方針に入れられるものか分からないですけれども、ある種の国への要望じゃないですがやはり国に求めていくという、例えばそういう文言を入れられたらなと。本来は国がやるべきことがある、差別禁止法なり、人権委員会なり。国がやっていないから自治体がやっているのだよというのを、何らかの意思表明ができたらいいなと思うのが１点です。

もう１つは、基本条例があって、基本方針を作っていく上で、そこで今日のお話で、重要なのが柱として、相談と救済だという２本柱だとしたら、それを結びつける、もしかしたら、ロジックとして、基本条例というのは基本的に人権のほうの柱となっているのがソーシャル・インクルージョンで、だとしたら、ソーシャル・インクルージョンのためになぜ相談支援と救済が必要なのかというのを結びつけるためには、やはり「差別はあるのだ」という話と「社会は偏っているのだ」という前提を置くべきというか、じゃあ、ソーシャル・インクルージョンするために何で救済が必要で、何で相談支援が必要なのかというと、やはり勾配があるからで、何かそういう文言を入れられないかと思うところです。

基本条例は、ある種すごくいいことを言っているというと若干語弊がありますけど、もう少し具体化するのが基本方針なので、ソーシャル・インクルージョンのために社会に目を向けてみると、やはり偏っているのだと。実際、差別があるのだと。であるからこそ、相談支援体制が必要で、人権救済が必要なのだよという組み立てが必要なのではないかなというのと、そこと重なることなのですけれども、だからこそ国にできていないことがあって、本来はこういうことは国がやるべきだということを、なかなかそういうことを言っている自治体はないと思うので、「国立方式」とは何かというのが多分この先議論されることだと思うのですが、今日の議論を聞いた上で少し思ったことです。次回に向けて、たたき台を作る上で参考にしていただければと思って発言させていただきました。

【炭谷会長】　次回は、相談・救済について今日のご意見を踏まえて、どのような基本方針になるのか大綱的なものを作っていただいてご議論を頂ければ、より分かりやすい議論ができるのではないかなと思います。次回は、今の関係をはじめに議論いたしまして、後半は教育と啓発について議論を進めたいと思っております。

以上で本日の議論は終了いたしますが、事務局から事務連絡をお願いします。

【事務局】　次回は、９月２２日木曜日、時間は４時３０分から。会場もこちら同じ市役所３階です。よろしくお願いいたします。

【炭谷会長】　本日はこれで閉会とします。ありがとうございました。

―― 了 ――